



## 特許権侵害訴訟における 中間判決について

— 気になる弁論終結時の裁判長のことは



塚原 朋一  
会長・弁護士

### 「えっ、中間判決？」の驚き

弁護士になって、4年目に入った。自分より30センチ高い法壇の裁判官を仰ぎ見ることに、慣れてきた。そして、何度か、弁論終結の期日に立ち会い、勝訴の判決も敗訴の判決も、受けた。

中間判決については、実際に受けたことは一件もないが、最近の傾向として、裁判長が弁論を終結する際に、内心は100パーセント請求棄却の判決をするつもりなのに、中間判決もあり得ることを明示するようになったことに驚く。初めは、「えっ、今さら、中間判決もありか」という心配もあったが、慣れてくると、“ゼスチャーか”とも思えるようになった。それにしても、気になる。

### 通常の場合

特許権侵害訴訟で、侵害の成否及び特許の有効無効について弁論を終えたとして、終結する際に、請求棄却と請求認容のいずれにするかについて、担当裁判官が決断に至っていないことは、通常は、あり得ない。ただ、損害論については、改めて、損害について主張立証をしてもらわない限り、請求認容の判決（これを終局判決という。）をすることはできない。

このため、裁判長が単に「次回期日には判決をします」と説示することは、その判決が終局判決だとすると、必然的に、原告敗訴の判決を意味する。そして、中間判決がされることは、私の感

は、知財訴訟全体で、年に1件あるかどうか、すなわち100分の1以下の確率である（私自身も、40年間の裁判官生活で、最後の知財訴訟の担当期間を含めると、数千件に及ぶが、一度も中間判決をしたことはない。）。

したがって、普通には、損害論に入らない事件で、単に「弁論を終結して次回に判決します」という裁判長のことは、「請求棄却の判決」と理解される。原告は、これを聞いて、「ダメだったか」と肩を落とし、敗訴判決を前提に控訴するか、もはや訴訟維持を諦めるかの検討を始める。

### 裁判官も変心する

ただ、ごくまれに、裁判所が、請求棄却の心証を形成し、請求棄却の終局判決をしようと終結したが、当事者の主張立証を改めて検討した結果、請求認容の結論となったものの、損害論の主張立証が終了していないことから、中間判決をすることになる、ということも、ないではないのかもしれない。

しかしながら、裁判所は、それまでに、和解の勧誘や打診をしていることが通例であり、その際に、相手方と同席するところで、または、相手方が退席したところで、心証を明示的又は黙示的に開示しているはずである。このため、裁判所が開示した心証を変更するときには、心証の変更を開示することが期待されることにな

る。この点は、弁護士になって、改めて強く感じている。

### 心証変更の場合における 開示の要請

最近、わが国でも、争点の絞り込みや、実効的な証拠調べの実施のため、あるいは、適正迅速な和解成立のため、裁判官が心証をずばり開示することの必要性がしきりに提案され、かなりの程度、実践されている。心証開示の励行は、その適正妥当な運用のためには、必然的に、開示された心証に変更が生じたときは、変更したことを必ず開示すべきことを含むことになる。

### 中空ゴルフクラブヘッド事件 の中間判決

知財高裁の飯村コートが平成22年5月27日にした中間判決は、請求棄却の原判決に対する控訴審で、弁論を終結して判決期日が指定された際には、単純に「弁論を終結する」と説示しただけで、中間判決の可能性を示唆しなかったという指摘もされている。この点は、真偽の程は定かではないが、関係人その他のネット情報によれば、少なくとも当事者（原審勝訴の被告）には、中間判決の趣旨は明確には伝わらなかったようである。

### 切り餅事件の中間判決

また、同じ飯村コートは、平成23年9月7日、地裁がした権利範

囲外とする認定判断を覆して、権利範囲に属するという中間判決をしている。この事件の場合には、中間判決のために弁論を終結した期日に、中間判決をする旨を明示したようである（その旨が終結期日の調書に記載がないという指摘もあるが、調書記載事項ではないため、調書によって判別はできない。）。

### 中間判決の開示の要不要

中空ゴルフクラブヘッド事件のような場合に、中間判決になることを説示しなかったこと自体を違法として争うことはできないというのが、実務上の解釈運用である。確かに、一審勝訴の被告の立場から考えると、一審で勝訴しており、特段の事情がない限り、控訴審でも勝訴すると見込んでいるため、「侵害論に関する新たな主張立証について、裁判所が格別の訴訟指揮もないまま、弁論を終結することは、侵害不成立の判決であるはずであり、侵害成立というのであれば、裁判所から具体的に理由開示をしてもらえる」という心境になりやすい。しかし、裁判所からすれば、侵害成立について十分な主張立証が尽くされていると考え、「裁判をするのに熟したとき」に当たるとして、中間判決をしているのであり、釈明権不行使の違法があるということはない。

### 中間判決をする異常な状況

特許権侵害訴訟に限らないが、中間判決をしないで、侵害論と損害論を二分して、訴訟を進行するかどうかは、裁判所の訴訟指揮に委されており、侵害論を終了したとして、損害論に入った後、被告が侵害論について新たな主張立証手段を提出することは、時機に後れた攻撃防御方法として許されない。

また、上述したように、実際の事件で、審理を終結して、中間判決を言い渡すことは、ほとんどない。また、中間判決に熟する訴訟状態（侵害が成立し特許が有効であるとの心証を形成した状態）になったとしても、中間判決をしなければならないことは、まずない。損害論に入る段階で、中間判決をしなければならない事情がある場合とは、裁判所が当事者双方に対し侵害成立と特許有効の判断を示したが、被疑侵害者である被告が侵害成立の認定に断固反対し、損害に関する主張立証に入ろうとすることを妨害して、裁判所の説得に応じないという異常な状況などに限られている。

以上

